

令和6年度三重県一般会計予算

令和6年度三重県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ805,086,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月19日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		283,486,000 千円
	1 県 民 税	75,429,000
	2 事 業 税	70,703,000
	3 地 方 消 費 税	78,582,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,375,000
	5 県 た ば こ 税	2,043,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,624,000
	7 自 動 車 税	29,488,000
	8 鉱 区 税	3,000
	10 軽 油 引 取 税	20,705,000
	11 狩 猟 税	18,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	516,000

2 地方消費税清算金		91,131,000
	1 地方消費税清算金	91,131,000
3 地方譲与税		35,514,000
	2 石油ガス譲与税	72,000
	3 地方揮発油譲与税	2,369,000
	4 森林環境譲与税	154,000
	5 自動車重量譲与税	300,000
	6 特別法人事業譲与税	32,619,000
4 地方特例交付金		5,707,000
	1 地方特例交付金	5,707,000
5 地方交付税		161,033,000
	1 地方交付税	161,033,000
6 交通安全対策特別交付金		291,000
	1 交通安全対策特別交付金	291,000
7 分担金及び負担金		2,630,871

	1 分 担 金	129,287
	2 負 担 金	2,501,584
8 使用料及び手数料		8,219,914
	1 使 用 料	5,505,540
	2 手 数 料	2,714,374
9 国 庫 支 出 金		83,324,784
	1 国 庫 負 担 金	48,132,655
	2 国 庫 補 助 金	34,091,063
	3 委 託 金	1,101,066
10 財 産 収 入		953,549
	1 財 産 運 用 収 入	441,751
	2 財 産 売 払 収 入	511,798
11 寄 附 金		24,372
	1 寄 附 金	24,372
12 繰 入 金		39,051,208

	1 特別会計繰入金	103,786
	2 基金繰入金	38,947,422
14 諸収入		16,786,002
	1 延滞金、加算金及び過料等	260,992
	2 県預金利子	21,866
	3 公営企業貸付金元利収入	2,590,027
	4 貸付金元利収入	3,715,043
	5 受託事業収入	2,715,440
	6 収益事業収入	4,359,372
	7 利子割精算金収入	100
	8 雑収入	3,123,162
15 県債		76,934,000
	1 県債	76,934,000
	歳入合計	805,086,700

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,589,610 千円
	1 議 会 費	1,589,610
2 総 務 費		43,742,159
	1 総 務 管 理 費	14,416,939
	2 企 画 費	851,191
	3 統 計 調 査 費	465,499
	4 徴 税 費	9,698,824
	5 生 活 文 化 費	6,594,081
	6 地 域 振 興 費	5,477,289
	7 選 挙 費	47,710
	8 防 災 費	3,805,490
	9 人 事 委 員 会 費	122,737
10 監 査 委 員 費	230,055	

	12 スポーツ推進費	2,032,344
3 民生費		124,535,720
	1 社会福祉費	94,197,344
	2 児童福祉費	27,501,816
	3 生活保護費	2,793,961
	4 災害救助費	42,599
4 衛生費		30,594,366
	1 公衆衛生費	14,818,036
	2 環境衛生費	238,776
	3 保健所費	105,895
	4 医薬費	5,759,998
	5 病院費	4,434,363
	6 環境保全費	5,237,298
5 労働費		1,646,606
	1 労政費	639,908

	2 職 業 訓 練 費	911,092
	3 労 働 委 員 会 費	95,606
6 農 林 水 産 業 費		35,752,892
	1 農 業 費	10,910,170
	2 畜 産 業 費	1,658,774
	3 農 地 費	9,829,639
	4 林 業 費	8,351,610
	5 水 産 業 費	5,002,699
7 商 工 費		12,456,924
	1 商 工 業 費	12,456,924
8 土 木 費		85,740,687
	1 土 木 管 理 費	26,799,246
	2 道 路 橋 り よ う 費	32,923,557
	3 河 川 海 岸 費	14,766,340
	4 港 湾 費	3,252,222

	5 都 市 計 画 費	6,863,199
	6 住 宅 費	1,136,123
9 警 察 費		45,545,074
	1 警 察 管 理 費	40,628,129
	2 警 察 活 動 費	4,916,945
10 教 育 費		167,835,565
	1 教 育 総 務 費	25,384,515
	2 小 学 校 費	54,065,221
	3 中 学 校 費	30,263,920
	4 高 等 学 校 費	33,445,925
	5 特 別 支 援 学 校 費	13,373,280
	6 社 会 教 育 費	421,158
	7 保 健 体 育 費	615,589
	8 私 学 振 興 費	8,988,118
	9 私 立 幼 稚 園 費	1,277,839

11 災 害 復 旧 費		9,019,030
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,379,449
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6,639,581
12 公 債 費		111,311,317
	1 公 債 費	111,311,317
13 諸 支 出 金		135,266,750
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	77,458,626
	2 利 子 割 交 付 金	100,414
	3 配 当 割 交 付 金	1,886,891
	4 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,434,346
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	5,381,790
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	46,572,049
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,194,355
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	100
	9 環 境 性 能 割 交 付 金	1,238,079

	10 利 子 割 精 算 金	100
14 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		805,086,700

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広報紙版下制作等業務委託に係る契約	令和7年度	10,119 千円
広報紙印刷業務委託に係る契約	令和7年度	32,677
人材マネジメントシステム再構築・運用保守業務委託に係る契約 (延長契約分)	令和7年度	8,305
人材マネジメントシステム統合サーバ移行及び運用保守業務委託 に係る契約	令和7年度～令和12年度	136,205
職員研修実施運営業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	24,079
総務事務課労働者派遣業務委託に係る契約	令和7年度	5,362
給与システムサーバ機器賃貸借に係る契約	令和7年度～令和11年度	91,445
総務事務システム運用端末機賃貸借に係る契約	令和7年度	190
総合税システムの機器更新に係る機器賃貸借及び保守業務に係る 契約	令和7年度～令和12年度	497,866
総合税システムの機器更新に係るプリンタ機器賃貸借及び保守業 務に係る契約	令和7年度～令和12年度	56,276
総合税システム機器更新に伴うソフトウェア調達に係る契約	令和7年度～令和12年度	14,014
税制改正等に伴う総合税システム改修委託（地方税共通納税シス テム対象税目拡大対応）に係る契約	令和7年度	59,954
鈴鹿庁舎受変電設備及び非常用発電設備改修工事に係る契約	令和6年度～令和7年度	252,635
栄町庁舎受変電設備及び非常用発電設備改修工事に係る契約	令和6年度～令和7年度	304,067

松阪庁舎空調設備 (AHU) 改修工事に係る契約	令和7年度	224, 220
四日市庁舎空調設備 (AHU) 改修工事に係る契約	令和7年度	185, 851
松阪庁舎中央監視装置 (リモート) 改修工事に係る契約	令和7年度	61, 440
勤労者福社会館空調設備改修工事に係る契約	令和7年度	75, 149
三重県D X推進基盤の整備及び運用保守に係る通信回線契約	令和7年度～令和9年度	108, 167
Office 365ライセンスに係る契約	令和7年度～令和9年度	439, 842
三重県共通機能基盤再構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和7年度～令和13年度	1, 546, 794
行政事務用機器賃借に係る契約	令和7年度～令和13年度	52, 151
施設設備保全業務委託等に係る契約	令和7年度～令和11年度	624, 844
施設設備保全業務委託等に係る契約	令和6年度～令和9年度	1, 598, 837
地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業に係る助成金	令和6年度～債務完了の年度	140, 000
宮川上流域河川環境改善業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	15, 000
木曾岬干拓地整備事業環境影響評価事後調査業務委託に係る契約	令和7年度	10, 290
「みえリニア戦略プラン (仮称)」 策定業務委託に係る契約	令和7年度	20, 000
住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末等の運用管理支援委託に係る契約	令和7年度	7, 854
住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末等の機器保守委託に係る契約	令和7年度	1, 079

住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末等のハウジングに係る契約	令和7年度	1,410
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 水泳場空調熱源設備改修工事に係る契約	令和7年度	241,493
三重県立熊野古道センターの指定管理に係る協定	令和6年度～令和11年度	365,335
石油コンビナート防災アセスメント調査業務委託に係る契約	令和7年度	6,888
防災ヘリコプター耐空検査業務委託に係る契約	令和7年度～令和8年度	211,621
防災ヘリコプター部品保証に係る契約	令和7年度～令和10年度	345,235
南海トラフ地震被害想定調査業務委託に係る契約	令和7年度	126,660
防災関係施設リスク調査業務委託に係る契約	令和7年度	5,000
広域防災拠点（中勢拠点）非常用発電設備更新工事に係る契約	令和7年度	103,960
防災通信ネットワーク（衛星系）整備工事監理業務委託に係る契約	令和7年度	21,956
避難所空調設備整備促進補助金	令和6年度～令和21年度	540,000
救急医療情報システム運用・保守業務委託に係る契約	令和7年度～令和12年度	319,764
専任教員養成講習会事業委託に係る契約	令和7年度	19,122
公衆衛生学院排水処理装置制御盤取替に係る契約	令和6年度～令和7年度	7,370
製菓衛生師試験運営に係る契約	令和6年度～令和7年度	321
と畜検査情報処理システム運用保守に係る契約	令和7年度～令和11年度	2,327

三重県聴覚障害者支援センターの指定管理に係る協定	令和6年度～令和11年度	187,775
三重県心身障害者扶養共済制度事務システム構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和7年度～令和11年度	4,555
みえこどもの城受変電設備改修工事に係る契約	令和6年度～令和7年度	128,084
三重県母子父子寡婦福祉資金貸付システム構築及び保守業務委託に係る契約	令和7年度～令和11年度	6,600
三重県母子・父子福祉センターの指定管理に係る協定	令和7年度	926
国児学園寮舎建替新築・解体設計に係る契約	令和7年度	68,290
人権センター空調用冷温水発生機更新修繕工事に係る契約	令和7年度	138,320
三重県総合文化センター等の指定管理に係る協定	令和6年度～令和11年度	6,936,436
総合文化センターエスカレーター改修に係る契約	令和6年度～令和7年度	112,222
総合文化センター受変電設備等改修工事に係る契約	令和7年度	10,100
総合文化センター大・中ホール舞台機構改修に係る契約	令和7年度	372,922
博物館情報システム更新及び運用保守業務に係る委託契約	令和7年度～令和11年度	70,290
美術館展示ケース更新に係るリース契約	令和7年度～令和14年度	158,805
美術館「所蔵品による企画展（仮称）」開催に係る契約	令和6年度～令和7年度	660
三重県水道広域化推進プラン等の検討業務委託に係る契約	令和7年度	30,000
環境危機対応分析機器保守点検業務委託に係る契約	令和6年度～令和13年度	31,069

産業廃棄物試験研究分析機器保守点検業務委託に係る契約	令和7年度～令和11年度	4,200
公益財団法人三重県農林水産支援センターが公益社団法人全国農地保有合理化協会から借り入れる担い手支援資金に係る損失補償契約	令和6年度～令和46年度	80,000 外に約定に基づく延滞金及び違約金相当額
農業経営近代化資金利子補給契約	令和7年度～令和26年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率1.30%以内で利子補給する。
天災融資法に係る資金利子補給契約	令和6年度～令和13年度	融資総額40,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
天災融資法に係る損失補償契約	令和6年度～令和13年度	融資総額40,000千円を限度として融資機関が被る損失の50%を限度として損失補償する。
農業経営改善促進資金利子補給契約	令和7年度	融資総額400,000千円を限度として年利率4.0%以内で利子補給する。
土地改良事業（徳田地区ほか4地区）に係る契約	令和7年度	700,000
農地防災事業（三雲北部地区ほか18地区）に係る契約	令和7年度	3,371,000
耕地施設維持管理事業（伊勢市ほか4市町）に係る契約	令和6年度～令和7年度	4,000
農業農村整備事業（紀宝中部2期地区）に係る契約	令和7年度	100,000
林道事業（三峰局ヶ岳線）に係る契約	令和6年度～令和7年度	39,900
林道等環境調査業務委託に係る契約	令和7年度	10,000
治山事業（惣ヶ平地区ほか13地区）に係る契約	令和7年度	450,000
漁業近代化資金利子補給契約	令和7年度～令和26年度	融資総額1,300,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
漁業経営維持安定資金利子補給契約	令和7年度～令和21年度	融資総額100,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。

漁業経営改善促進資金利子補給契約	令和7年度	融資総額20,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
漁業取締船「はやたか」係留浮桟橋設置工事に係る契約	令和6年度～令和7年度	39,333
水産基盤整備事業（錦地区ほか12地区）に係る契約	令和7年度	1,200,000
障がい者委託訓練業務委託に係る契約	令和7年度	3,960
三重県勤労者福社会館空調設備改修工事	令和7年度	59,728
三重県ブース（仮称）展示製作・運営等に係る契約	令和7年度	255,000
自治体参加催事に係る契約	令和7年度	40,000
多目的エリア催事企画に係る契約	令和7年度	30,000
万博会場における校外学習等支援に係る契約	令和6年度～令和7年度	242,551
水素ステーション設置補助金	令和7年度～令和8年度	57,500
三重県中小企業融資制度利子補給補助金	令和7年度～令和22年度	融資総額8,600,000千円を限度として年利率0.5%以内で利子補給する。
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	令和7年度～令和23年度	融資総額300,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%を限度として損失補償する。
県・市町連携型融資制度補助金	令和7年度～令和17年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率0.5%以内で利子を補助する。
マザー工場型拠点立地補助金	令和7年度～令和15年度	2,650,000
マザー工場型拠点立地補助金	令和7年度～令和12年度	375,000
マザー工場型拠点立地補助金	令和7年度～令和12年度	375,000

成長産業立地補助金	令和7年度～令和9年度	127,000
成長産業立地補助金	令和7年度～令和12年度	375,000
成長産業立地補助金	令和7年度	60,000
外資系企業アジア拠点立地補助金	令和7年度～令和12年度	420,000
三重県土地開発公社が公共用地を先行取得することに係る契約	令和6年度～債務完了の年度	用地取得費5,500,000千円と事務費及び利子に相当する額
三重県土地開発公社が公共用地を先行取得のため借り入れる事業資金に対する債務保証契約	令和6年度～債務完了の年度	1,000,000
三重県公共事業情報統合データベース機器調達・保守業務委託に係る契約	令和7年度～令和12年度	6,336
データセンターコロケーションサービスに係る契約	令和7年度～令和12年度	10,800
三重県公共事業情報統合データベース移行改修・運用保守業務委託に係る契約	令和7年度	16,808
公共工事設計積算システム再構築・運用保守業務委託に係る契約	令和7年度～令和12年度	535,000
公共土木施設維持管理事業（トンネル防災設備等保守点検）業務委託に係る契約	令和7年度	52,000
公共土木施設（流域分野）維持管理事業（維持修繕）等に係る契約	令和7年度～令和8年度	6,716,300
排水ポンプ車の購入・維持管理に係る契約	令和7年度	33,000
道路事業（一般国道421号ほか139路線）に係る契約	令和7年度～令和9年度	19,374,000
河川事業（鍋田川ほか72河川）に係る契約	令和7年度～令和10年度	8,214,000
ダム事業（堰堤維持等）に係る契約	令和7年度～令和8年度	659,000

治水ダム建設事業（鳥羽河内ダム）に係る契約	令和7年度～令和9年度	1,740,000
砂防事業（冷川ほか95河川・地区）に係る契約	令和7年度	4,676,000
港湾・海岸事業（的矢港海岸ほか39港湾・海岸事業）に係る契約	令和7年度	3,710,000
街路事業（外宮常磐線ほか6路線）に係る契約	令和7年度	475,000
都市公園事業（熊野灘臨海公園ほか4公園）に係る契約	令和7年度	290,000
三重県営住宅使用料の口座振替収納に関する事務処理業務委託に係る契約	令和7年度	104
災害土木（建設）復旧事業に係る契約	令和7年度	600,000
警察音楽隊専用バス賃貸借に係る契約	令和7年度～令和14年度	33,289
宿直用寝具賃貸借に係る契約	令和7年度～令和9年度	11,860
留置施設用寝具賃貸借に係る契約	令和7年度～令和9年度	5,868
警務警察運営用機器賃貸借に係る契約	令和7年度	66
警察署庁舎整備に係る契約	令和7年度	20,273
交番整備に係る契約	令和7年度	84,123
科学捜査研究所独立庁舎整備に係る契約	令和7年度～令和8年度	2,458,629
受電設備改修工事に係る契約	令和7年度	11,000
情報管理対策機器賃貸借（情報化基盤運営）に係る契約	令和7年度～令和12年度	58,378

情報管理対策機器賃貸借(インターネットシステム運営)に係る契約	令和7年度～令和11年度	79,729
車両捜査支援システム整備事業に係る契約	令和7年度～令和13年度	1,069,545
街頭防犯カメラ整備事業に係る契約	令和7年度～令和10年度	1,832
カラー写真自動印画現像機保守委託に係る契約	令和7年度	136
科学捜査機器賃貸借に係る契約	令和7年度～令和13年度	67,514
故障診断装置整備に係る契約	令和7年度～令和8年度	309
視覚検査装置賃貸借に係る契約	令和7年度～令和13年度	3,881
停止処分者通知用三つ折り封書器賃貸借に係る契約	令和7年度～令和12年度	2,464
新運転者管理システム機器賃貸借に係る契約	令和7年度～令和12年度	165,474
安否確認システムに係る契約	令和7年度～令和11年度	1,312
高等学校等就学支援金に係る支給	令和7年度	490,599
学び直し支援金に係る支給	令和7年度	108
三重県立子ども心身発達医療センター・三重県立かがやき特別支援学校(草の実分校、あすなる分校)電話交換設備更新及び保守管理業務委託に係る契約	令和7年度～令和11年度	1,803
盲学校及び聾学校校舎建築工事に係る契約	令和7年度～令和8年度	8,510,969
盲学校、聾学校及び城山特別支援学校給食調理場建築工事に係る契約	令和6年度～令和7年度	656,526

盲学校、聾学校及び城山特別支援学校給食調理場建築工事の意図伝達及び工事監理業務委託に係る契約	令和6年度～令和7年度	31,205
県立学校における情報教育用パソコンのリースに係る契約	令和7年度～令和11年度	22,715
統一校務支援システム運用保守業務委託に係る変更契約	令和7年度～令和9年度	285
みえ読書活動推進ネットワークのポータルサイト構築及び運用保守業務委託に係る契約	令和7年度～令和11年度	1,650
鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業に係る変更契約	令和7年度～令和22年度	61,040
ネットDE研修システム調達及び運用保守業務委託に係る契約	令和7年度～令和11年度	35,145
三重県電子調達システム再構築・運用保守業務委託に係る契約	令和6年度～令和8年度	164,560
電子入札コアシステムサポートサービス業務委託に係る契約	令和7年度～令和8年度	5,446
県議会本会議反訳業務に係る契約	令和7年度	413
県議会委員会反訳業務に係る契約	令和7年度	1,197
「みえ県議会だより」版下制作等業務委託に係る契約	令和7年度	847
「みえ県議会だより」印刷業務委託に係る契約	令和7年度	13,698

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
委員会運営・調査事業費	千円 80,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
自動車管理事業運営費	8,000	〃	〃	〃
人事管理事務費	20,000	〃	〃	〃
総務事務費	262,000	〃	〃	〃
予算調整事務費	176,000	〃	〃	〃
県庁舎等維持修繕費	648,000	〃	〃	〃
財務会計管理費	219,000	〃	〃	〃
情報ネットワーク基盤管理費	52,000	〃	〃	〃
電算管理費	134,000	〃	〃	〃
賦課調査事務費	2,000	〃	〃	〃
みえ県民交流センター 管理事業費	8,000	〃	〃	〃

隣保館整備費補助金	15,000	〃	〃	〃
人権センター管理運営費	250,000	〃	〃	〃
総合文化センター施設保全事業費	797,000	〃	〃	〃
総合文化センター舞台関連主設備計画修繕等事業費	628,000	〃	〃	〃
図書館管理運営費	5,000	〃	〃	〃
総合博物館管理運営費	131,000	〃	〃	〃
美術館管理運営費	415,000	〃	〃	〃
斎宮歴史博物館管理運営費	13,000	〃	〃	〃
熊野古道伊勢路受入環境整備事業費	29,000	〃	〃	〃
木曾岬干拓地整備事業費	9,000	〃	〃	〃
地方連絡調整費	1,000	〃	〃	〃
鉄道利便性・安全性確保等対策事業費	55,000	〃	〃	〃
防災行政無線整備事業費	957,000	〃	〃	〃
防災ヘリコプター運航管理費	98,000	〃	〃	〃
広域防災拠点維持管理費	84,000	〃	〃	〃
学校運営管理費	97,000	〃	〃	〃
三重交通Gスポーツの杜伊勢事業費	29,000	〃	〃	〃

三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿事業費	200,000	〃	〃	〃
県営ライフル射撃場事業費	15,000	〃	〃	〃
地域公共交通バリア解消促進 事業費	4,000	〃	〃	〃
社会福祉会館管理運営費	5,000	〃	〃	〃
障がい者の地域移行受け皿整備 事業費	90,000	〃	〃	〃
心身障害者扶養共済事業費	15,000	〃	〃	〃
女性相談支援事業費	1,000	〃	〃	〃
身体障害者総合福祉センター 運営費	68,000	〃	〃	〃
放課後児童対策事業費補助金	50,000	〃	〃	〃
次世代育成支援特別保育 推進事業補助金	5,000	〃	〃	〃
みえこどもの城運営事業費	10,000	〃	〃	〃
母子父子寡婦福祉基金貸付金 システム保守委託事業費	10,000	〃	〃	〃
児童一時保護事業費	2,000	〃	〃	〃
児童養護施設費	26,000	〃	〃	〃
児童相談センター管理運営費	10,000	〃	〃	〃
国児学園運営費	15,000	〃	〃	〃
児童虐待法的対応推進事業費	1,000	〃	〃	〃

生活保護システム事業費	1,000	〃	〃	〃
感染症危機管理システム事業費	6,000	〃	〃	〃
衛生試験研究管理費	32,000	〃	〃	〃
食の安全総合監視指導事業費	39,000	〃	〃	〃
食の安全食肉衛生事業費	3,000	〃	〃	〃
救急医療体制推進・医療情報提供 充 実 事 業 費	162,000	〃	〃	〃
公衆衛生学院事業費	3,000	〃	〃	〃
公立大学法人関係事業費	125,000	〃	〃	〃
薬事審査指導費	1,000	〃	〃	〃
大気テレメータ維持管理費	35,000	〃	〃	〃
水道事業会計支出金	6,000	〃	〃	〃
県有施設脱炭素化推進事業費	27,000	〃	〃	〃
環境試験研究管理費	328,000	〃	〃	〃
勤労者福祉会館維持管理事業費	12,000	〃	〃	〃
公共職業訓練費	1,000	〃	〃	〃
農政総務費	11,000	〃	〃	〃
農業経営体育成普及事業費	3,000	〃	〃	〃

農業研修教育支援事業費	3,000	〃	〃	〃
農業試験研究管理費	179,000	〃	〃	〃
家畜衛生危機管理体制維持事業費	7,000	〃	〃	〃
畜産業試験研究管理費	38,000	〃	〃	〃
土地改良費	514,000	〃	〃	〃
農地防災事業費	1,782,000	〃	〃	〃
中山間振興費	169,000	〃	〃	〃
農村振興費	41,000	〃	〃	〃
国営等推進費	84,000	〃	〃	〃
林道費	302,000	〃	〃	〃
治山費	2,663,000	〃	〃	〃
林業試験研究管理費	3,000	〃	〃	〃
自然に親しむ施設整備事業費	13,000	〃	〃	〃
漁業取締船整備費	50,000	〃	〃	〃
栽培漁業センター整備費	6,000	〃	〃	〃
水産基盤整備費	911,000	〃	〃	〃
水産業試験研究管理費	2,000	〃	〃	〃

水産業研究施設機器整備費	1,186,000	〃	〃	〃
工業試験研究管理費	14,000	〃	〃	〃
県営サンアリーナ環境整備費	92,000	〃	〃	〃
公共事業関係システム事業費	122,000	〃	〃	〃
公共土木施設維持費	13,329,000	〃	〃	〃
道路橋りょう総務費	36,000	〃	〃	〃
道路橋りょう保全費	1,970,000	〃	〃	〃
道路橋りょう新設改良費	18,443,000	〃	〃	〃
河川総務費	5,000	〃	〃	〃
河川改良費	6,378,000	〃	〃	〃
砂防費	1,708,000	〃	〃	〃
海岸保全費	1,423,000	〃	〃	〃
港湾建設費	776,000	〃	〃	〃
街路事業費	369,000	〃	〃	〃
公園費	316,000	〃	〃	〃
住宅建設費	100,000	〃	〃	〃
県単警察施設整備費	3,862,000	〃	〃	〃

交通安全施設整備費	1,967,000	〃	〃	〃
電算システム管理費	207,000	〃	〃	〃
小中学校指導運営費	2,000	〃	〃	〃
夜間中学設置準備事業費	300,000	〃	〃	〃
地域とつなぐ職業教育 充実支援事業費	41,000	〃	〃	〃
不登校対策事業費	1,000	〃	〃	〃
高等学校学力向上推進事業費	1,000	〃	〃	〃
教職員研修事業費	15,000	〃	〃	〃
教職員住宅費	27,000	〃	〃	〃
高等学校運営費	8,000	〃	〃	〃
実習船運営費	18,000	〃	〃	〃
校舎その他建築費	1,803,000	〃	〃	〃
特別支援学校スクール バス整備事業費	53,000	〃	〃	〃
特別支援学校施設建築費	434,000	〃	〃	〃
熊野少年自然の家費	22,000	〃	〃	〃
埋蔵文化財センター管理運営費	6,000	〃	〃	〃
県立学校給食の衛生・ 品質管理事業費	9,000	〃	〃	〃

林野災害復旧費	36,000	〃	〃	〃
漁港災害復旧費	102,000	〃	〃	〃
海岸災害復旧費	48,000	〃	〃	〃
令和3年災害土木復旧費	179,000	〃	〃	〃
令和4年災害土木復旧費	12,000	〃	〃	〃
令和5年災害土木復旧費	1,754,000	〃	〃	〃
令和6年災害土木復旧費	1,788,000	〃	〃	〃
令和7年災害土木復旧費	40,000	〃	〃	〃
臨時財政対策債	4,621,000	〃	〃	〃
計	76,934,000			

令和6年度三重県債管理特別会計予算

令和6年度三重県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ158,831,878千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和6年2月19日提出

三重県知事 一見勝之

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円
	1 一般会計繰入金	117,788,078
	2 基金繰入金	111,044,278
2 財産収入		6,743,800
		143,800

	1 財 産 運 用 収 入	143,800
3 県 債		40,900,000
	1 県 債	40,900,000
歳 入 合 計		158,831,878

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 158,831,878
	1 公 債 費	158,831,878
歳 出 合 計		158,831,878

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（令和6年度発行分）	令和6年度～令和16年度	共同発行団体による共同発行の総額1,075,000,000千円から三重県の調達額を除いた額及びこれに対する利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 40,900,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む)。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	40,900,000			

議案第6号

令和6年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算

令和6年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,344,902千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和6年2月19日提出

三重県知事 一見勝之

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 諸 収 入		千円 498,902
	1 貸 付 金 元 利 収 入	498,902
2 県 債		846,000
	1 県 債	846,000
歳 入 合 計		1,344,902

歳 出

款	項	金 額
1 総合医療センター資金貸付費		千円 1,344,902
	1 総合医療センター資金貸付費	1,344,902
歳 出 合 計		1,344,902

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院設備整備事業	千円 846,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5 以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	846,000			

令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度三重県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ152,660,003千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年2月19日提出

三重県知事 一見勝之

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 45,541,574
	1 負 担 金	45,541,574
2 国 庫 支 出 金		40,769,488
	1 国 庫 負 担 金	29,229,305
	2 国 庫 補 助 金	11,540,183
3 財 産 収 入		1,677
	1 財 産 運 用 収 入	1,677

4 繰 入 金		9,991,440
	1 一 般 会 計 繰 入 金	9,452,162
	2 基 金 繰 入 金	539,278
6 諸 収 入		56,355,823
	2 前 期 高 齢 者 交 付 金	56,097,007
	3 共 同 事 業 交 付 金	253,143
	4 雑 入	10
	6 出 産 育 児 交 付 金	5,663
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		152,660,003

歳 出

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 事 業 費		千円 152,660,003
	1 国 民 健 康 保 険 事 業 費	152,660,003
歳 出 合 計		152,660,003

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国保総合システム業務端末保守に係る契約	令和7年度～令和10年度	千円 -

令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和6年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ428,866千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和6年2月19日提出

三重県知事 一見勝之

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
2 諸 収 入		千円 412,098
	1 預 金 利 子	404
	2 貸 付 金 元 利 収 入	411,191
	3 雑 入	503
5 繰 入 金		16,767
	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,767
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1

歳 入 合 計		428,866
歳 出		
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 428,866
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	428,866
歳 出 合 計		428,866

令和6年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算

令和6年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,423,813千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和6年2月19日提出

三重県知事 一見勝之

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 94,169
	1 負 担 金	94,169
2 使 用 料 及 び 手 数 料		819,888
	1 使 用 料	808,245
	2 手 数 料	11,643

3 繰	入	金		1,447,608	
			1 一般会計繰入金	1,447,608	
4 諸	収	入		15,468	
			1 雑入	15,468	
5 繰	越	金		1	
			1 繰越金	1	
6 国	庫	支	出	金	34,034
			1 国庫補助金	34,034	
7 財	産	収	入	645	
			1 財産運用収入	645	
8 県			債	12,000	
			1 県債	12,000	
	歳	入	合	計	2,423,813

歳 出

款	項	金 額
1 子ども心身発達医療センター費		千円 2,423,813
	1 子ども心身発達医療センター費	2,423,813
歳 出 合 計		2,423,813

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
三重県立子ども心身発達医療センター電話交換設備等の更新及び保守管理業務に係る契約	令和7年度～令和11年度	千円 5,710
三重県立子ども心身発達医療センターAED貸借に係る契約	令和7年度～令和10年度	429

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
子ども心身発達医療センター運営事業費	千円 12,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
計	12,000			

令和 6 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算

令和 6 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 51,755 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 68
	1 一 般 会 計 繰 入 金	68
2 繰 越 金		30,927
	1 繰 越 金	30,927
3 諸 収 入		20,760
	1 預 金 利 子	25
	2 貸 付 金 元 利 収 入	19,647
	3 雑 入	1,088

歳 入 合 計	51,755
---------	--------

歳 出		金 額
款	項	額
1 就農施設等資金貸付事業費		千円 51,755
	1 就農施設等資金貸付事業費	51,755
歳 出 合 計		51,755

令和 6 年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算

令和 6 年度三重県地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 292, 371 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地 方 債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 1, 351
	1 使 用 料	1, 351
3 繰 入 金		141, 372
	1 一 般 会 計 繰 入 金	141, 372
4 繰 越 金		27, 000
	1 繰 越 金	27, 000

5 諸	収	入		14,648			
			1 雑	入	14,648		
6 県		債		108,000			
			1 県	債	108,000		
歳				入	合	計	292,371

歳 出

款	項	金	額			
1 地 方 卸 売 市 場 事 業 費			千円 292,371			
	1 地 方 卸 売 市 場 事 業 費		292,371			
歳			出	合	計	292,371

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場施設維持管理費	千円 108,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	108,000			

令和 6 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算

令和 6 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 576, 076 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、142, 303 千円と定める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 601
	1 一 般 会 計 繰 入 金	601
2 繰 越 金		135, 477
	1 繰 越 金	135, 477
3 諸 収 入		439, 998
	2 貸 付 金 元 利 収 入	297, 684
	3 雑 入	142, 314

歳 入 合 計		576,076
歳 出		
款	項	金 額
1 林業改善資金貸付事業費		千円 576,076
	1 林業改善資金貸付事業費	576,076
歳 出 合 計		576,076

令和 6 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和 6 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 242, 405 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 734
	1 一 般 会 計 繰 入 金	734
3 繰 越 金		235, 547
	1 繰 越 金	235, 547
4 諸 収 入		6, 124
	1 預 金 利 子	171
	2 貸 付 金 元 利 収 入	5, 543
	3 雑 入	410

歳 入 合 計		242,405
歳 出		
款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 242,405
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	242,405
歳 出 合 計		242,405

令和 6 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算

令和 6 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 348,834 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 19,741
	1 一 般 会 計 繰 入 金	19,741
3 繰 越 金		4,044
	1 繰 越 金	4,044
4 諸 収 入		325,049
	1 預 金 利 子	94
	2 貸 付 金 元 利 収 入	284,155
	3 雑 入	40,800

歳 入 合 計		348,834
歳 出		
款	項	金 額
1 中小企業者等支援資金貸付事業費		千円 348,834
	1 中小企業者等支援資金貸付事業費	348,834
歳 出 合 計		348,834

令和 6 年度三重県港湾整備事業特別会計予算

令和 6 年度三重県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 128,234 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 66,819
	1 使用料	66,819
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		20,962
	1 雑収入	20,962
9 繰入金		40,452
	1 一般会計繰入金	40,452

歳 入 合 計		128,234
歳 出		
款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		千円 128,234
	1 港 湾 整 備 事 業 費	128,234
歳 出 合 計		128,234

令和 6 年度三重県水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度三重県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----------------------|---|-----|--------------|
| (1) 給 水 区 域 | 津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町 | | |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 75,616,558 m ³ | | |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 207,169 m ³ | | |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 業務設備及び改良事業 | 事業費 | 262,725 千円 |
| | 北勢水道改良事業 | 事業費 | 2,701,438 千円 |
| | 中勢水道改良事業 | 事業費 | 2,657,189 千円 |
| | 南勢水道改良事業 | 事業費 | 1,994,507 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収		入
第 1 款 水 道 事 業 収 益			9,908,648 千円
第 1 項 営 業 収 益			8,907,800 千円
第 2 項 営 業 外 収 益			1,000,848 千円
	支		出
第 1 款 水 道 事 業 費 用			9,893,116 千円
第 1 項 営 業 費 用			9,580,960 千円

第 2 項	営 業 外 費 用	310,156 千円
第 3 項	予 備 費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,255,016 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 614,029 千円及び過年度分損益勘定留保資金 5,640,987 千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第 1 款	資 本 的 収 入	2,928,770 千円
第 1 項	企 業 債	2,500,000 千円
第 2 項	補 助 金	217,897 千円
第 3 項	出 資 金	60,873 千円
第 4 項	長 期 貸 付 金 償 還 金	150,000 千円
		支 出
第 1 款	資 本 的 支 出	9,183,786 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	7,670,198 千円
第 2 項	償 還 金	1,513,588 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
導水ポンプ所建築工事等に係る契約	令和 6 年度から令和 8 年度	5,436,530 千円
電気設備工事等に係る契約	令和 6 年度から令和 8 年度	2,013,242 千円
送水管布設替工事等に係る契約	令和 6 年度から令和 8 年度	1,699,830 千円
浸水土砂災害対策工事等に係る契約	令和 6 年度から令和 7 年度	144,771 千円
浄水場等設備点検工事に係る契約	令和 6 年度から令和 7 年度	41,800 千円
行政事務用機器賃貸借に係る契約	令和 7 年度から令和 10 年度	3,960 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 北勢水道改良事業	988,000千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。
(2) 中勢水道改良事業	692,000千円	〃	〃	〃
(3) 南勢水道改良事業	820,000千円	〃	〃	〃

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(2) 災害その他避けがたい事由により予算額に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 931,030千円

(2) 交際費 44千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、256,835千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

令和6年度三重県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度三重県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 会 社 数	93社		
(2) 年 間 総 給 水 量	211,420,890m ³		
(3) 一 日 平 均 給 水 量	579,235m ³		
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	業 務 設 備 及 び 改 良 事 業	事 業 費	337,275千円
	北伊勢工業用水道改良事業	事 業 費	2,940,332千円
	中伊勢工業用水道改良事業	事 業 費	86,324千円
	松阪工業用水道改良事業	事 業 費	1,183,907千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 工業用水道事業収益		6,341,854千円	
第1項 営 業 収 益		5,959,527千円	
第2項 営 業 外 収 益		382,327千円	
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用		6,561,919千円	
第1項 営 業 費 用		6,278,988千円	
第2項 営 業 外 費 用		280,931千円	
第3項 予 備 費		2,000千円	

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,640,322 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 405,460 千円及び過年度分損益勘定留保資金 3,234,862 千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	2,412,422 千円
第 1 項	企 業 債	2,000,000 千円
第 2 項	補 助 金	61,900 千円
第 3 項	出 資 金	304,927 千円
第 4 項	負 担 金	45,595 千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	6,052,744 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	4,732,765 千円
第 2 項	償 還 金	1,219,979 千円
第 3 項	投 資	100,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管布設工事等に係る契約	令和 6 年度から令和 8 年度	2,409,800 千円
取水所改良工事に係る契約	令和 7 年度	589,050 千円
設備取替工事等に係る契約	令和 6 年度から令和 7 年度	814,242 千円
制水弁取替工事に係る契約	令和 6 年度から令和 8 年度	428,560 千円
施設撤去工事等に係る契約	令和 6 年度から令和 7 年度	93,500 千円
耐震補強工事に係る契約	令和 7 年度	443,200 千円
水管橋架設工事に係る契約	令和 6 年度から令和 8 年度	262,680 千円

行政事務用機器賃貸借に係る契約

令和7年度から令和10年度

7,040千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 北伊勢工業用水道改良事業	1,385,000千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。
(2) 中伊勢工業用水道改良事業	37,000千円	”	”	”
(3) 松阪工業用水道改良事業	578,000千円	”	”	”

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
- (2) 災害その他避けがたい事由により予算額に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 675,852千円
- (2) 交際費 32千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,075千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 1 1 条 たな卸資産の購入限度額は、4,000 千円と定める。

令和 6 年 2 月 19 日提出

三重県知事 一 見 勝 之

令和6年度三重県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度三重県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	736床			
一	般	病	床	282床		
精	神	病	床	418床		
療	養	病	床	36床		
(2) 年	間	患	者	数		
入			院	162,936人		
外			来	126,903人		
(3) 一	日	平	均	患	者	数
入			院	446人		
外			来	522人		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	病	院	事
	業	収	益
			5,279,936千円
第1項	医	業	収
			益
			2,755,898千円
第2項	医	業	外
			収
			益
			2,524,038千円
	支	出	
第1款	病	院	事
	業	費	用
			5,490,403千円
第1項	医	業	費
			用
			5,359,755千円
第2項	医	業	外
			費
			用
			130,648千円

【第18号 令和6年度三重県病院事業会計予算】

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額408,453千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,270千円及び過年度分損益勘定留保資金406,183千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,310,814千円
第1項 企業債	487,200千円
第2項 県費負担金	423,614千円
第3項 短期貸付金返還金	400,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,719,267千円
第1項 建設改良費	489,120千円
第2項 企業債償還金	737,147千円
第3項 長期借入金償還金	90,000千円
第4項 長期貸付金	3,000千円
第5項 短期貸付金	400,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
医 事 業 務 委 託 に 係 る 契 約	令和6年度から令和9年度	129,372千円
患 者 給 食 業 務 委 託 に 係 る 契 約	令和6年度から令和9年度	88,863千円
清 掃 洗 濯 業 務 委 託 に 係 る 契 約	令和6年度から令和9年度	47,046千円
警 備 業 務 委 託 に 係 る 契 約	令和6年度から令和9年度	43,473千円
医 療 情 報 シ ス テ ム 保 守 業 務 委 託 に 係 る 契 約	令和7年度から令和11年度	19,665千円
医 療 機 器 保 守 業 務 委 託 に 係 る 契 約	令和7年度から令和9年度	572千円
地 下 水 給 水 シ ス テ ム 賃 借 に 係 る 契 約	令和7年度	1,981千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設及び設備整備事業	487,200千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条件により、 銀行その他の場合はその債権者と協定し た融通条件による。ただし、都合により 据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又 は低利に借り換えることができるものと する。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 材料費に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用
- (3) 消費税雑損失に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 2,841,933千円
- (2) 交際費 73千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、134,909千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、156,133千円と定める。

令和6年2月19日提出

三重県知事 一見勝之

令和6年度三重県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度三重県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、員弁郡、三重郡、多気郡多気町及び明和町、度会郡玉城町		
(2) 年間総処理水量	89,557,000m ³		
(3) 一日平均処理水量	245,362m ³		
(4) 主要な建設改良事業	国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事業費	647,225千円
	国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事業費	2,578,696千円
	国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事業費	643,650千円
	国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事業費	266,310千円
	国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事業費	344,350千円
	国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事業費	2,356,150千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 流域下水道事業収益		14,814,520千円	
第1項 営業収益		7,464,911千円	
第2項 営業外収益		7,349,609千円	
	支	出	
第1款 流域下水道事業費用		14,555,164千円	

第1項 営業費用	13,932,471 千円
第2項 営業外費用	622,193 千円
第3項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 632,780 千円は、当年度分損益勘定留保資金 632,780 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		9,541,666 千円
第1項 企業債		1,989,700 千円
第2項 補助金		5,910,483 千円
第3項 負担金		1,641,483 千円
	支	出
第1款 資本的支出	10,174,446 千円	
第1項 建設改良費	7,156,782 千円	
第2項 償還金	3,017,664 千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道事業（北勢沿岸流域下水道 ほか 2 流域下水道）に係る契約	令和 7 年度から令和 8 年度	7,584,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 下水道事業費	1,627,700千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
(2) 資本費平準化債 (一時借入金)	362,000千円	〃	〃	〃

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に不足が生じた場合）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 408,173千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,594,587千円である。

令和6年2月19日提出

三重県知事 一見勝之